

「ふくしまの酒」ロゴマーク使用基準（案）

（目的）

第1 この使用基準は、福島県（以下、「本県」という。）が策定した「ふくしまの酒」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の基準等を定めるものとする。

（定義）

第2 ロゴマークとは、以下の画像をいう。



**Fukushima Sake
Japan**

（使用の基準等）

第3 ロゴマークは、県産日本酒のブランド力・認知度向上を図る場合に、使用を認めるものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めない。

- （1）法令及び公序良俗に違反する場合
- （2）選挙運動、布教活動を助長する恐れがある場合
- （3）本県のイメージを傷つけたり、県産日本酒のブランド力・認知度向上の妨げとなる恐れがある場合
- （4）特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- （5）ロゴマークのみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合
（例：缶バッジ、ピンバッジ、ステッカー、Tシャツ、ハンカチ、ストラップ等）
- （6）前各号に掲げるもののほか、福島県観光交流局県産品振興戦略課長（以下「県産品振興戦略課長」という。）が不適當であると認めた場合

（使用の届出）

第4 商品デザインの一部にロゴマークを使用して当該商品を販売する場合は、原則として事前に使用届出書（別記第1号様式）を県産品振興戦略課長に提出しなければならない。ただし、名刺、封筒、パンフレット及び日本酒ラベル等、県内清酒製造業者及びその関係団体が県産日本酒のブランド力・認知度向上を図るために使用する場合は、届出書を提出する必要はない。

2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは使用変更届出書（別記

第2号様式)を県産品振興戦略課長に提出しなくてはならない。

3 届出の使用期間は最長2年間とし、変更届出の場合も同様とする。

(使用条件)

第5 ロゴマークの使用については、本県が提供するデザインの画像データを使用するものとする。縦・横の比率、バランス、デザイン及び色の変更は認めない。

なお、別に定める『Fukushima Sake Japan マーク』使用ガイドライン」を遵守すること。

(使用改善・取消)

第6 本県が、ロゴマークについて、上記第3の基準及び第5の条件を逸脱する使用を発見したときは、県産品振興戦略課長は使用者に対し改善を求めることができるものとする。使用者が改善の指示に応じない場合は、県産品振興戦略課長は使用の取消を求めることができるものとする。

(使用料)

第7 使用料は、原則として無料とする。

(その他)

第8 ロゴマークは、本県がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

付則

この使用基準は、令和5年8月1日から施行する。